

2 国 第 5 3 号
令和 2 年 3 月 4 日

各大学（短期大学）等留学生担当課長 様

京 都 府 国 際 課 長



令和 2 年度「京都府名誉友好大使」候補者の推薦について（依頼）

時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、京都府では、府内の大学等で学ぶ留学生を対象に、京都府と世界各地との「かけ橋」として活躍しようという強い意欲のある方を「京都府名誉友好大使」に任命し、京都府の国際化事業の一翼を担っていただけるよう、平成 4 年度から「京都府名誉友好大使任命事業」を実施しております。

この度、令和 2 年度「京都府名誉友好大使」の募集を行いますので、別添募集要項をもって本事業の趣旨を留学生にお知らせいただきますようお願いします。

貴学在籍の留学生から応募がありましたら、来る 4 月 1 0 日（金） **〔必着〕** までに、必要な書類を添付の上、御推薦ください。

なお、留学生の推薦に当たっては、府内各地で多様な文化間の国際交流が図られるよう、多様な出身地域の留学生の参加についても御配慮いただきますようお願い申し上げます。

※ 万一、期日までに推薦書類を送達できない場合は、その旨を担当あて御連絡願います。

企画・留学生担当 平野

TEL 075-414-4312

FAX 075-414-4314

m-hirano74@pref.kyoto.lg.jp

令和2年度「京都府名誉友好大使」募集要項

～京都とあなたの出身国・地域の「かけ橋」として活動してみませんか？～

京都府では、京都府内の短期大学、大学及び大学院（以下「大学等」という。）に在籍する外国人留学生の中から、京都府と世界各地との相互理解の促進や京都府の国際化の推進等に寄与しようという意欲があり、「京都府名誉友好大使」に相応しい留学生を次のとおり募集します。

1 「京都府名誉友好大使」に応募できる方

「京都府名誉友好大使」（以下「大使」という。）に応募できる方は、令和2年度応募時において、要件(1)のいずれかに該当する外国人留学生*1のうち、京都府内の大学等で、京都府内に学舎を置く学部・大学院等の正規課程*2在籍者であって、要件(2)のすべてに該当する方とします。

要件(1) 次のいずれかに該当する正規課程在籍者であること

- ① 大学院に学生として在籍する者
- ② 大学の学部学生として在籍する者
- ③ 短期大学に学生として在籍する者

要件(2) 次のすべてに該当する者

- ① 京都府と世界各地との相互理解の促進と、京都府の国際化推進等に寄与しようという強い意欲のある者
- ② 日本語に堪能で、かつ、学業成績優秀な者
- ③ 留学期間終了後においても、京都府との交流促進に寄与しようという強い意欲のある者

*1 この要項において「外国人留学生」とは、「出入国管理及び難民認定法」別表第1に定める留学」という在留資格により、京都府内に設置されている大学等において教育を受ける外国人学生をいいます。

*2 「正規課程」在籍者には、研究生、研修生、別科生、聴講生等は含まれません。

2 大使の役割及び大使への奨励金等の支給等

(1) 大使の役割

大使には、京都府への理解促進に努めるとともに、京都府の国際化推進のための事業への協力をさせていただきます。（別添活動事例もご覧ください）

- ・ 京都府や市町村、民間団体等が実施する国際化推進事業への協力（母国紹介、意見交換等）
- ・ 京都府政への参画・提案
- ・ 生活相談など留学生相互支援事業への協力
- ・ 大使の企画による自主的な交流活動のプログラム
- ・ 大使レポートの提出、府政概要研修会への参加
- ・ 災害時の外国人支援事業への協力（各種研修・訓練への参加を含む）
 - ※ 日程調整や打合せ等のため京都府庁へ来庁していただくこともあります。
 - ※ 留学期間終了後も、京都府の紹介や大使レポート提出等の活動を行っていただきます。

(2) 奨励金等の支給

① 研修奨励金の支給（3万円、1年目のみ支給）

大使には、京都府について理解を深めるための研修経費として、3万円を、任命後別途定める日に支給します。

（研修奨励金は、京都府の観光名所を見学したり、京都府の歴史書を購入するなど、京都府をよく知るための研修経費として使ってください。）

② 基本奨励金の支給（3万円、最長2年間支給）

大使には、大使活動に要する経費として、3万円を、別途定める日に支給します。

（基本奨励金は、資料作成費用や材料購入費、楽器などの運送代、民族衣装のクリーニング代など、大使活動に必要な経費として使ってください。）

※基本奨励金は、(3)に挙げる事項に該当する場合を除き、任命2年目においても支給が可能

③活動謝金

京都府や関係団体等からの依頼により大使活動に参加した場合、原則として活動謝金が支払われます。

(3) 任命の取消

次の各号のいずれかに該当する場合は、大使の任命の取消しや、既に支給した研修奨励金の全部の返納を命じたり、基本奨励金の全部の支給中止又は一部を減額して支給することがあります。

- ① 大使の学業、素行等の状況が、大使としての適性を欠くと認められるとき
- ② 2の(1)に規定する大使としての役割を果たしていないと認められるとき
- ③ 申請書又は申告書の記載事項に虚偽があったとき
- ④ 大学等において懲戒処分を受け又は卒業の見込みがないと認められるとき
- ⑤ 退学、転学、休学、長期欠席、又は在籍のまま海外の大学に留学したとき
- ⑥ 研修状況報告書、活動状況報告書を提出していないとき
- ⑦ 大使から任命の取消しの申し出があり、その理由がやむを得ないと認められるとき

3 任命予定数

15名以内（予定）

4 応募の手続

- (1) 大使の任命を受けようとする者は、京都府名誉友好大使任命申請書（別記第1号様式）に成績証明書又はこれに代わるもの1通を添えて、大学等の指定する期日までに、在籍する大学等の長に提出してください。

なお、既任命の大使又は在籍する大学等の教員から推挙をいただく場合は、別添書式又はこれに準じた書類を添付してください。

- (2) 大学等の長は、応募のあった者の中から、大使としてふさわしい留学生を、令和2年4月10日（金）（必着）までに京都府に推薦してください。

- (3) (2)の推薦には、京都府名誉友好大使推薦書（別記第2号様式）、京都府名誉友好大使推薦者名簿（別記様式）及び推薦者に係る(1)の書類を提出してください。（別紙「書類作成に当たっての注意事項」を参照願います。）

5 選考及び決定

大学等からの推薦があったときは、京都府国際課職員による第1次審査（面接審査）、別に定める選考委員会による第2次審査（書面審査及び面接審査）により大使を決定し、大学等の長を通じて本人に通知します。

6 任命後の提出書類

- (1) 大使は、別途定める日までに「研修状況報告書」（別記第3号様式）を大学等を通じて提出してください。
- (2) 大使は、7月、10月、1月、翌年度4月の各月の10日までに4半期ごとの「活動状況報告書」（別記第4号様式）を大学等を通じて提出してください。
- (3) 大使は、学業を終え離日するときは、大学等を通じて、離日後の住所地又は勤務先を京都府に届け出てください。
- (4) 大学等は、毎年4月と10月の各1日現在の「京都府名誉友好大使在籍状況」（別記第5号様式）を各5日までに、研修状況報告書を別途指定する期日までに提出してください。
- (5) 大学等は、大使が停学、退学、転学、休学、長期欠席、在籍のまま海外の大学に留学したとき、大使の在留資格に変更があったとき、又は氏名、住所、その他申請書に記載された事項に変更があったとき（軽微な変更の場合を除く。）は、京都府に届け出てください。

（届出先） 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入菰ノ内町

京都府国際課企画・留学生担当 電話 (075) 414-4312

FAX (075) 414-4314

京都府名誉友好大使任命事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、京都府内の短期大学、大学及び大学院（以下「大学等」という。）に在籍する外国人留学生の中から、知事が京都府名誉友好大使（以下「大使」という。）を選考・任命し、京都府と世界各地域との相互理解の促進や京都府の国際化の推進等を図ることを目的とする「京都府名誉友好大使任命事業」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「外国人留学生」とは、日本の大学等において教育を受ける目的をもって入国し、大学等に入学した外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1第4号の表留学の項に規定する在留資格を有する者）のうち、京都府内に設置されている大学等で、京都府内に学舎を置く学部・大学院等の正規の課程に在籍する者をいう。

(対象者)

第3条 大使の任命を受けることができる者は、外国人留学生のうち次に掲げるすべての要件に該当する者とする。

- (1) 京都府と世界各地域との相互理解の促進や京都府の国際化の推進等に寄与しようという強い意欲のある者
- (2) 日本語に堪能で、かつ、学業成績優秀な者
- (3) 留学期間終了後も京都府との交流促進に寄与しようという強い意欲のある者

(役割)

第4条 大使は、京都府についての理解を深め、府政への参加や提案に努めるとともに、府民の国際理解の促進や留学生相互の支援に協力することを通じて、京都府の国際化推進のための交流活動を行うものとする。また、帰国後にあっても同様とする。

(申請及び推薦)

第5条 大使の任命を受けようとする者は、京都府名誉友好大使任命申請書（別記第1号様式）に成績証明書又はこれに代わるもの1通を添えて、大学等の指定する期日までに在籍する大学等の長に提出するものとする。

2 前項の申請があったときは、大学等の長は、応募者の審査選考を行い、適当と認められる者について、別に定める人数以内の者を知事に推薦するものとする。

3 前項の推薦には、京都府名誉友好大使推薦書（別記第2号様式）及び被推薦者に係る第1項に規定する書類を提出しなければならない。

4 京都府は、前3項による推薦のほか、府の国際化の推進に寄与すると認められる者を別途候補者として推薦することができる。その際、第1項に規定する申請書類等について、府への提出を求めるものとする。

(任命及び通知)

第6条 知事は、前条第2項及び第4項の推薦があったときは、必要に応じて面接を行うとともに、別に定める意見聴取会議において聴取した意見を参考とした上で大使に任命し、大学等

の長を通じて本人に通知するものとする。

(奨励金の内容等)

第7条 大使には、別表により、研修奨励金及び基本奨励金を任命初年度に支給する。

2 研修奨励金は、京都府について理解を深めるための研修経費として、別途定める日に支給する。

3 基本奨励金は、大使が大使活動を適切に行える状態で、別途定める期間を経過した場合、大使活動に要する経費として、別途定める日に支給する。

4 基本奨励金は、第10条第1項第1号から第4号まで又は第11条第1項各号に定める事由が生じている場合及び府外の大学院等に進学した場合を除き、任命2年目においても、支給することができる。

(支給方法)

第8条 研修奨励金及び基本奨励金は、別途定める方法により大使に支給するものとする。

(報告書の提出)

第9条 大使は、別途定める日までに研修状況報告書(別記第3号様式)を知事に提出しなければならない。

2 大使は、7月、10月、1月、翌年度4月の各月10日までに4半期毎の活動状況報告書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(報告)

第10条 大使は、次の各号のいずれかに該当するときには、速やかに大学等を通じて知事に届け出るものとする。

(1) 退学するとき

(2) 停学その他の処分を受けたとき

(3) 転学、休学、長期にわたる欠席、在籍のまま海外の大学に留学又は留年するとき

(4) 在留資格に変更があったとき

(5) 氏名、住所その他申請書に記載した事項に変更があったとき(ただし、軽微なものは除く。)

2 大学等の長は、前項各号のいずれかに該当する場合において、本人からの届け出がないときでも、その事実を知ったときは、本人に代わり知事に届け出るものとする。

3 大学等の長は、別記第5号様式により、大使の在籍状況を指定する日までに届け出るものとする。

(任命の取消し)

第11条 知事は、大使が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、意見聴取会議において聴取した意見を参考とした上で、大使の任命を取り消すことができる。

(1) 大使の学業、素行等の状況が、大使としての適性を欠くと認められるとき

(2) 第4条に規定する大使としての役割を果たしていないと認められるとき

(3) 申請書又は申告書の記載事項に虚偽のあったとき

(4) 大学等において懲戒処分を受け又は卒業の見込みがないと認められるとき

(5) 退学したとき

(6) 第9条に規定する報告書を提出していないとき

(7) 大使から任命の取消しの申し出があり、その理由がやむを得ないと認められるとき

2 知事は、大使が前項第1号から第4号までのいずれかに該当している疑いがあると認められるときは、大使又は大学等の長に対して、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(研修奨励金の返納)

第12条 知事は、第9条第1項に定める報告書を別途定める日までに提出していない場合は、すでに支給した研修奨励金の全部を返納させることができる。

(基本奨励金の支給中止等)

第13条 知事は、基本奨励金の支給前において、第10条第1項第1号から第4号まで又は第11条第1項各号に定める事由が生じている場合は、基本奨励金を支給しないことができる。

2 知事は、その事由が止み、大使活動が適切に行えると認められる場合には、基本奨励金の全部又は一部を減額した額を支給することができる。

(帰国時等の届出)

第14条 大使は、学業を終え帰国するときは、出身国の住所地又は勤務先を大学等を通じて知事に届け出るものとする。

2 大使は、帰国後の住所地又は氏名等に変更のあった場合は、知事に直接届け出るものとする。

(実施細目)

第15条 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、平成4年4月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成5年4月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成6年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年3月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年3月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年3月25日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成11年3月30日から施行する。

2 平成10年度以前に任命された大使については、第7条第2項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この要領は、平成13年3月8日から施行する。

- 2 平成12年度以前に任命された大使については、第7条第3項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成15年3月19日から施行する。
- 2 平成14年度以前に任命された大使については、第7条第1項及び第2項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 平成16年度以前に任命された大使に係る奨励金の内容及び支給方法については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月10日から施行する。
- 2 平成19年度以前に任命された大使に係る奨励金の内容及び支給期間、支給方法、報告書の提出については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

奨励金の種類	奨励金額
研 修 奨 励 金	3 万円／年
基 本 奨 励 金	3 万円／年

書類作成に当たっての注意事項 (応募される方)

1 「京都府名誉友好大使任命申請書」(別記第1号様式)

- 申請者本人が記入してください。
- 氏名は、パンフレット等に掲載しますので、丁寧に記入してください。漢字表記のある方は漢字で氏名を記載してください。
- 写真は、3×4cmのサイズで修正・加工されていないものを添付してください。
- 出身地は、国・省・県等に加え、市まで記入してください。
- 「大使としての活動への意欲」について記入する欄には、「なぜ大使に応募したのか」、「どのような活動をしていきたいか」について、具体的にかつ簡潔に記入してください。(記入欄が足りない場合は、他の用紙(様式自由)に記入して添付してください。)

2 名誉友好大使としての活動について

- 名誉友好大使としての活動は、様々な分野にわたります。出身地の文化等に関係のある特技等で活動に活かせるものがあれば、記入してください。
(民族舞踊、民族楽器の演奏など)
- 京都府近郊での災害発生に備え、各種研修・訓練への参加や災害時の支援活動(翻訳・通訳等)に協力していただきます。翻訳・通訳等に活かせる資格や経験があれば、記入してください。

※ なお、名誉友好大使に任命された場合、特定の分野(得意分野)に特化せず様々な活動をしていただきたいので、予め御承知おきください。

京都府名誉友好大使のこれまでの活動事例

京都府名誉友好大使は、次のような活動を通じて京都府民の異文化理解や京都府政の推進とともに、自身のステップアップに努めています。京都府名誉友好大使でないと体験できない魅力的な事業に、あなたも参加してみませんか？

1 府・市町村等の国際化諸事業への参加・協力

- (1) 小中学校、高等学校での国際理解授業への参加（母国文化紹介）
- (2) 公民館等における語学教室・料理教室の講師
- (3) 民間国際交流団体事業への参加、協力 など

2 府が行う研修・視察への出席

京都府政概要研修会、災害時外国人支援に関する研修会への出席 など

3 京都府政等への参画、提案

- (1) 京都府の友好提携州省等との交流事業への参加、協力（通訳等）
- (2) 震災や新型インフルエンザ発生時等、緊急時の広報協力（翻訳）
- (3) 京都府が主催するイベントへの参加、協力（企画運営・通訳） など

4 大使自身の企画による自主活動

- (1) 語学教室の企画・運営
- (2) 各国料理教室の企画・運営
- (3) その他府民との交流会の企画・運営 など

5 世界各地域での京都府のPR

- (1) 海外で開催する「日本留学フェア」への協力（通訳・京都留学のPR等）
- (2) 「京都物産展」への協力（通訳・翻訳等）
- (3) 外国テレビ局制作による京都紹介番組への出演 など

上記は過去に実際にあった事例であり、今後必ずあるものとは限りません。

京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/kokusai/1313566846234.html>) でも派遣事例を紹介していますので、こちらも是非御覧ください。

